

## 【クラブメンバー規約】

### ■ 第一章 総則

#### 第1条(目的)

ADIMACROWNの哲学は、『人生は素晴らしい』です。

【経済】【時間】【仲間】そして【非日常体験】を通して、新しい価値観に出逢う喜びをクラブメンバーと共に創り、この哲学をもって世界に貢献していきます。

#### 第2条(事業内容)

弊社は、次の事業活動を行います。

##### 1. 取扱い商品・サービスの提供事業

クラブメンバーに対して、取扱い商品、サービスの利用及び、事業参加の機会を提供します。

クラブメンバー及び、クラブメンバー希望者に対して、研修、セミナー等を開催し、取扱い商品、サービス及び、事業活動における知識の向上、コンプライアンス意識の向上を目的とした適法かつ的確な情報を提供します。

事業参加における新規クラブメンバー、利用者の開拓、教育、育成、指導及び管理を実施します。

##### 2. CM(広告)受託事業

国内外の企業、団体からのCM(広告)を受託します。

### ■ 第二章 クラブメンバー

#### 第3条(クラブメンバーの定義)

1. クラブメンバーとは、本規約を十分理解し、趣旨に賛同した者で、弊社が定めるクラブメンバー登録の条件を満たし、本規約に定める登録手続きを経て、登録を完了した者をいいます。

2. 個人メンバーとは、自然人たるクラブメンバーをいいます。

3. 法人メンバーとは、法人名義の肩書を付して登録した当該法人をいいます。

#### 第4条(クラブメンバー登録の条件)

クラブメンバーには、シルバー登録(SV)、プレミアム登録(PM)、ベーシック登録(BS)の3種類があります。

1. すでにクラブメンバー登録をされている方のご紹介が必要となります。

2. 日本国内に住民票のある満 20 歳以上の社会人であること。  
ただし、学生、反社会的勢力関係者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登録は認められません。  
またビジネスをおこなううえで弊社が不適切と判断した場合も登録は認められません。
3. 本規約及び弊社コンプライアンス規定を遵守できる方であること。
4. 80 歳以上の方は本人の同意書の提出が必要、かつ、本人が電話で確認を取れる方であること。
5. 日本国籍を持たない方の場合、外国人登録証明書ならびにビジネス活動が可能な残留資格(永住者・就労制限なし)が確認できる在留カードまたは特別永住者証明書の提出が必要となります。
6. 法人登録の場合は、法人名+代表者名義にて登録ができます。(満 20 歳以上の社会人) 直近 3 ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の提出が必要となります。また、登録口座は、会社名義の口座のみとなります。
7. 再登録
  - ① 再登録を申請する場合は、クーリング・オフ等の解約後 6 ヶ月経過してから申請可能となり、その際、新規クラブメンバー登録と同じ扱いとなります。
  - ② 資格解除(強制退会)および、解約の理由如何によっては再登録を認めないものとします。なお、再登録を認めない理由は公表いたしません。

## ■ 第三章 クラブメンバー募集規定

### 第 5 条(クラブメンバー募集)

1. 募集活動にあたり、全てのクラブメンバーは独立した事業主であり、弊社との間に雇用契約関係はありません。
2. 募集活動に用いる書類およびパンフレットなどは弊社が配布したものしか使用できません。ただし、事前に弊社の許可を受けたものはその限りではありません。
3. 募集活動をおこなう場合は、特定商取引法および関連法規を遵守し、必ず活動をおこなう本人の名前を明示しなければなりません。
4. 勧誘行為を始めるに先立って、弊社、自身の氏名または名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結に関する勧誘目的である旨および取扱い商品の内容を明示しなければなりません。(詳細は、コンプライアンス規定に従います)
5. 本規約に違反して募集活動、登録などをおこなうことにより、弊社に損害を与えた場合は、クラブメンバー自身が責任を負い、損害処理に当たらなければなりません。

## 第 6 条(募集における注意事項)

説明者(アドバイザー)は、クラブメンバー登録希望の方に対し、以下の事項を十分に説明する必要があります。

- ① 統括者の説明と取扱い商品の種類、内容、利用方法について
- ② 登録料や商品セット料金(特定負担)について
- ③ 契約解除(クーリングオフ)、中途解約、退会について
- ④ このビジネスにおいて得られる報酬(特定利益)について
- ⑤ その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について

## 第 7 条(個人、法人登録方法)

登録手順は、概要書面・契約書面「クラブメンバー登録申請方法」のとおりです。

## 第 8 条(クーリング・オフ)

1. クラブメンバー登録された場合、契約書面を受領された日または商品(初回セットを含む)を受領された日のいずれかの遅い日から起算して 20 日間は、書面(郵送)により無条件で申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)をおこなうこと(以下クーリング・オフ)ができます。クーリング・オフの効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。
2. クーリング・オフにおいて、お客様は
  - ① 損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ② すでに引き渡された商品などは返却いただきますが、返却に要する費用などの支払い義務はありません。
  - ③ すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
3. 不実のことを告げられたり、誤認したり、威迫され困惑してクーリング・オフできなかった場合は、改めて弊社からクーリング・オフができる旨の書面を受領し、その説明を受けた日を含む 20 日間においてクーリング・オフができます。
4. なお、法人クラブメンバーの場合にはクーリング・オフは認められません。

## 第 9 条(返品及び、返金)

1. お客様都合による返品や交換は受け付けないものとします。
2. 商品受取時に、必ず商品およびお届け内容を確認するものとします。
3. 品質管理には十分留意していますが、商品到着時の汚損や破損、および配送ミスがあった場合は、未使用品に限り商品到着後 8 日以内の返品・交換を行います。

但し、返金は行いません。

不良品の返送に係わる送料は、弊社にて負担します。商品や添付品などは、届いた時の状態で返品されるものとします。(お客様都合による返品の送料についてはお客様負担とします)

4. 商品を返送する前に、メールまたは電話、FAX 等で、お客様のご注文番号とご連絡先(メールアドレスまたは電話番号)をお伝え頂くことで、弊社から改めて手続き等を連絡します。
5. 万が一、弊社への連絡無くお客様都合にて返品された場合、往復の送料実費と商品代金を含む金額を請求します。

#### 第 10 条(中途解約の制度)

1. 「特定商取引法 37 条 2 項」の契約書面を受領した日から起算して 20 日を経過した後は、以下の条件を満たせば、将来に向かって本連鎖販売取引の解約(中途解約)をおこなうことができます。ただし、これらの解約は、法人クラブメンバーの場合には認められません。
  - ① 入会后 1 年を経過していないこと。
  - ② 初回セットの引渡しを受けてから 90 日を経過していないこと。
  - ③ 商品を再販売していないこと。
  - ④ 商品を利用していないこと。(商品の販売を行ったものがその商品を利用させた場合を除く。)
2. 連鎖販売契約および商品販売契約を解約した場合、クラブメンバーに対し、契約の締結および履行のために通常要する費用の額に、提供された商品と役務の対価に相当する額を加算した額と、これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額の支払いを請求することはしません。

#### 第 11 条(弊社からの解約など)

1. 登録手続き完了時点において第 4 条(クラブメンバー登録の条件)に反していたことが後日発覚した場合。
2. クラブメンバーは連続 3 ヶ月、もしくは 1 年間で累計 6 ヶ月の商品セット購入がない場合。

上記の方は、弊社からの解約として扱います。※違反行為に伴う資格解除については、「違反行為に対する処分」の条文を参照

## ■ 第四章 特定負担・特定利益

### 第 12 条(特定負担)

概要書面・契約書面「特定負担に関する事項」のとおり。

### 第 13 条(特定利益)

概要書面・契約書面「特定利益(ボーナスプラン)」のとおり。

## ■ 第五章 コンプライアンス規定

### 第 14 条(ADIMA PRIDE) 《コンプライアンス制度》

クラブメンバーがプライドを持ち、クラブメンバー募集活動を健全におこなうことを目的に、特定商取引法および関連法規に基づき、下記の禁止行為を定めます。

違反行為があった場合は、事実を確認したうえで、「違反行為に対する処分」の条文に沿って処分するものとします。

#### 1. 不実告知

- ① 商品セットの内容およびビジネス権利
- ② 登録費用や商品セット購入などこの取引に伴う特定負担
- ③ この取引において得られる利益(特定利益、ボーナス、紹介料など)
- ④ その他、この取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項 上記について事実と異なる説明をすること。

#### 2. 明示義務違反、事実不告知

- ① 概要書面を交付しないことや、説明者の氏名、会社名、勧誘目的を伝えずに勧誘行為をおこなうこと。
- ② 登録条件、特定負担、特定利益、ボーナス取得条件、契約の解除(クーリング・オフおよび中途解約を含む)について事実と異なる説明をすること。

#### 3. クーリング・オフ、解約の妨害

契約解除(クーリング・オフ、中途解約など)を妨げるため、事実と異なることを告げることや、相手方を威迫して困惑させること。クーリング・オフ、解約はご本人の意思です。

#### 4. 強引な勧誘行為

威迫行為や、公衆の出入りしない場所に誘い込み、相手方が自発的に離脱できない状況で勧誘すること。

#### 5. 虚偽記載/入力、名義貸借、代筆行為

代筆、名義貸し、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載、システム入力をおこなうこと。

#### 6. 他社ビジネスの勧誘・斡旋および、取引先への迷惑行為

- ① 弊社以外のビジネス行為のために、弊社の組織を侵害すること。
- ② 勧誘するに際して、弊社以外の会社名やグループ名を用いること。
- ③ 取引先の事業に迷惑を及ぼす行為をすること。

#### 7. 会社、ディレクター、クラブメンバー批判行為

弊社やディレクター、クラブメンバーを誹謗中傷すること、または不利益となるおそれのある発言・インターネット上への発信・行為をすること。

#### 8. その他、禁止行為

- ① 弊社の許可なく、TV 宣伝、新聞雑誌広告、書面、キャッチセールス、インターネット、ホームページ、電子メール、FAX、DM、SNS などを作成し、配布、伝達すること。
- ② イベント・研修・セミナー・説明会などにおいて、許可なく写真撮影・録画・録音などを行うこと。
- ③ 規約として認められていない事項を自己の裁量で約束すること。
- ④ 個人情報の紛失、公開、流出すること。
- ⑤ 違反行為に関して、事実を隠避する行為、当事者へ接触する行為をすること。
- ⑥ その他、弊社が不適切と判断した行為をすること。

### 第 15 条(コンプライアンス委員会)

1. 弊社は、メンバーのコンプライアンスを維持するため、弊社の指定するメンバーによって構成されるコンプライアンス委員会を設けます。
2. コンプライアンス委員会は、以下に該当する場合、その程度に応じて科す処分（または処分案）の決定を行うものとします。
  - ① コンプライアンス規定、本規約又は関係法令に違反したことが合理的な根拠に基づき事実として判断したとき。
  - ② メンバーが、弊社の決定事項に従わないとき。
3. コンプライアンス委員会は、対象者に対して、弁明、異議申し立てを与えることがあります。

## 第 16 条(違反行為に対する処分)

1. 特定商取引法、消費者契約法および弊社の定めるコンプライアンス規定、ガイドラインに違反した場合、その程度により、資格解除(強制退会)、ボーナスなど報酬停止、活動停止、降格処分、注意、警告などの処分を科します。
2. 処分の期間や範囲等を含め、文書または電話にて対象者に伝達します。
3. 処分対象者は、本人だけでなく、紹介者、近親者、マネージャーなどを含み、複数の処分を科すことがあります。
4. 違反を行った期間において既に支払われたボーナスなどの配当は、過去に遡及して返還を求める場合があります。
5. 処分とは別に、損害賠償請求を行う場合や、別途、法的な処罰が適用される場合があります。

## ■ 第六章 機密情報管理

### 第 17 条(機密情報管理規定)

1. 弊社は、個人情報や取引先様を含む社内外の契約、事業戦略等の情報の重要性を認識し、「機密情報管理規定」「プライバシーポリシー」を定め、機密情報を適切に取り扱うものとします。

### 第 18 条(プライバシーポリシー)

1. 弊社は、メンバー、取引先様、その他お客様の個人情報の重要性を認識し、「プライバシーポリシー」「プライバシー保護規定」に基づき、厳重に管理、保管します。

### 第 19 条(プライバシー保護規定)

1. メンバーは、弊社の活動への参加又は勧誘活動において知りえた個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うとともに、以下の事項を遵守しなければなりません。
  - ① 個人情報を取得する際は、個人情報の利用目的を十分に説明するとともに、適正かつ公正な手段により取得すること。
  - ② 勧誘に際して、新たに取得した個人情報を、登録手続きの補助及び登録後のサポート以外の目的で使用しないこと。
  - ③ 個人情報の紛失、漏洩・流出、不正アクセス等を防止し、個人情報を安全に管理するために必要な処置を講ずること。
  - ④ 個人情報を、本人の同意なく、弊社以外の第三者に提供しないこと。
2. 弊社が取得した個人情報については、サービスを受けるために必要な提携先(機密保持に関する契約を締結した提携先)への提供、顧客管理のためにその系列への情報の開示がされる場合があり、メンバーは承知しておく必要があります。

3. メンバーは、個人情報の紛失、漏洩、不正アクセス等の事故が生じた場合には、直ちに弊社に報告し、その指示に従わなければなりません。

## ■ 第七章 登録情報の変更、相続・資格譲渡

### 第 20 条(登録情報の変更)

1. 登録情報の変更については、メンバーログインページ若しくは、所定の変更申請書類にて申請を行ってください。
2. 申請書類には変更理由及び、変更内容が証明できる書類を添付する必要があります。(写し可能)
3. 名義変更は、姓名などご本人に限り変更できます。

### 第 21 条(相続・資格譲渡)

1. 相続・資格譲渡による名義変更は、以下に該当する場合、一親等まで認めます。被相続人・被譲渡人の死亡または、成年被後見人、被保佐人、被補助人となる場合。
2. 相続人・譲渡を受ける方は、第 4 条(クラブメンバー登録の条件)を満たしており、自身で事業内容の説明を受け、納得のうえで変更申請を行ってください。
3. 被相続人・被譲渡人は、自筆の「名義変更申請書」とともに、事実関係が証明できる書類を添付する必要があります。(写し可能)

## ■ 第八章 規約類の変更

### 第 22 条(規約類の変更)

1. 社会情勢の変化や、特定商取引法・消費者保護法等関連法規の改正に応じて、本クラブメンバー規約、概要書面・契約書面、特定負担・特定利益、取扱い商品、その他規定などを適宜、変更することができるものとします。
2. 変更は、事前に弊社ホームページにて通知し、実施します。
3. 変更の効力は、施行日の指定がある場合を除き、変更時から有効とします。

## ■ 第九章 その他

### 第 23 条(抗弁権の接続)

弊社から商品などを割賦支払により購入したメンバーは、クレジット会社などの割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払の請求を受けたときに、当該商品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者(弊社)に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗できるものとします。

第 24 条(裁判管轄)

クラブメンバーと弊社に関する一切の紛争については、弊社所在地の広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

制定日 2020 年 7 月 1 日

【改定】

第二章 第 4 条(クラブメンバー登録の条件)  
ゴールド登録(GD) を追加する。

改定日 2021 年 5 月 1 日